

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柳津町長 小林 功

市町村名 (市町村コード)	郡柳津町 (07423)
地域名 (地域内農業集落名)	柳津地区 (一王町・諏訪町・寺家町・岩坂町・大平町・門前町・安久津・出倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月28日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用して、農地維持活動を行っている。</li> <li>・農業者が高齢化しており、後継者がいない。</li> <li>・野生鳥獣の被害も多いため、ワイヤーメッシュや電気柵による対策を講じている。</li> </ul>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の維持管理については、中山間直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の活用し維持していく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
-------------------------------

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域内の担い手を中心に農地を集積し、生産コストの低減や作業の効率化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構を有効的に活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、県、JA等の関係期間と連携し、地域の担い手となる者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①ワイヤーメッシュや電気柵の設置。				
⑦水路の維持管理や、圃場や農道の草刈りなどを継続していく。				